

横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金交付要綱

制 定 令和5年5月22日 ここ施第220号（局長決裁）

（趣 旨）

- 第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の3第10項に定める小規模保育事業の事業所（以下「事業所」という。）の整備が進まない地域において、当該地域内で建物を賃借し、事業所の整備を図る場合に、当該建物等の賃借に係る経費を対象に予算額の範囲内において補助金を交付することにより、保留児童等の解消を図ることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 3 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（対象者等）

第2条 補助の対象者は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 補助の対象者は、建物等を賃借することにより事業所を設置する事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者で法人格を有するもの（保育所等を運営する目的で法人の設立を準備しており、当該補助対象事業が完了するまでに法人格を有することができるものと見込まれるものを含み、政治的な目的のために結成された法人を除く。）とし、横浜市児童福祉審議会において横浜市小規模保育事業整備事業による整備の対象として選定されたものとする。
- (2) 別表1に定める事業の募集要項に掲示する整備が必要な地域において、既存の建物を賃借し、事業所の新設を希望するもの。
- (3) 10年以上継続して運営が確保できるもの。
- (4) 施設の改修等の費用及び運営に要する費用について資金計画が確実であるもの。
- (5) 建物の賃貸人との関係を良好に築けるとともに、次条に規定する補助の対象となる経費を円滑に支払うことができるもの。
- 2 暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）は、補助の対象としない。

（対象経費等）

- 第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第1項に掲げる補助対象となる事業所を整備するために必要な、礼金等（敷金及び保証金は除く。）、建物等に係る賃借料、共益費及び管理費等の定期的に支払うべき経費とし、賃貸借料等の発生日から開所日の前日までを補助対象とする。ただし、礼金等に関しては賃借料の6か月分を上限とする。
- 2 前項に規定する賃借料等の発生日が事業採択年度よりも前の年度だった場合、事業採択年度分のみを補助対象とする。
- 3 横浜市小規模保育事業整備補助金交付要綱（以下「小規模補助金要綱」という。）の賃借料等（小規模補助金要綱 別表4 開所準備期間中の賃借料）又は既存施設連携型1、2歳児保育所内整備費

補助金交付要綱（以下「1，2歳児保育所補助金要綱」という。）の賃借料（1，2歳児保育所補助金要綱 別表3）に係る補助の交付を受けている場合は、この要綱の賃借料等（別表2 開所準備期間中の賃借料）に係る補助は対象としない。

- 4 他の公的助成金（ただし、横浜市小規模保育事業整備事業及び既存施設連携型1，2歳児保育所内装整備事業での施設整備に係る補助金を除く。）及び公的融資と重複するものは、補助の対象としない。
- 5 建物等を賃借する契約において、貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等特別の関係のある者である場合には、補助の対象としない。

（交付の申請）

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。
 - 3 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。
 - 4 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。

（補助金の算定及び交付決定通知）

- 第5条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。補助予定金額は次項に規定する算出方法により市の予算の範囲内で決定し、決定内容及び交付条件を横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金交付決定通知書（第2号様式）又は横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 2 補助金の額は、第3条第1項に規定する補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、補助限度額、補助基準額及び補助率は別表2のとおりとする。いずれも千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（変更等の承認申請）

- 第6条 補助金規則第7条第1号又は第2号の市長の承認を受けようとする者は、横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金に係る変更等申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項による申請を承認することを決定したときは、補助事業者に対し、横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金に係る変更等決定通知書（第5号様式）を交付する。

（申請の取下げ）

- 第7条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（実績報告及び補助金額の確定通知）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、整備が完了し開所した後、速やかに、横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金事業実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号に規定する決算書及び同条第1項第3号に規定する書類とする。
- 3 補助金規則第14条第5項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。
- 4 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金額確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（補助金の交付及び交付の時期等）

第9条 この補助金は、補助事業者の資金状況を安定させることにより補助事業の着実な実施を図るため、補助金規則第17条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができることとする。

- 2 前項の交付の時期及び交付額は、横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金交付決定通知書（第2号様式）において示すところによる。

（補助金の請求）

第10条 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金交付請求書（第8号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

- 2 前条の規定に基づき前払い又は概算払いによる補助金の交付の請求は、請求書（第9号様式）により請求するものとする。
- 3 前項の請求による後の精算時の補助金の交付の請求は、請求書（第10号様式）により行わなければならない。

（流用の禁止）

第11条 補助金の交付を受けた者は、収入支出を記帳し、この要綱において定める補助対象経費の支払以外に流用してはならないものとする。

（確認及び報告）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の執行状況について、帳簿、書類その他必要な物件等を調査し、又は、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消

費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金額再確定通知書（第 12 号様式）に基づき、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（補助金の返還等）

第 14 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 施設において、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動を行ったとき。
- (4) 施設において、政治上の主張若しくは施策を推進し、支持し又はこれに反対することを目的とする活動を行ったとき。
- (5) 暴力団経営支配法人等であるとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。

（警察本部への照会）

第 15 条 市長は、必要に応じ、申請者又は第 5 条の交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（情報公開及び関係書類の保存）

第 16 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 22 日から施行する。

別表 1

整備年度	施設種別	事業	対象募集
令和 5 年度	事業所	横浜市小規模保育事業整備事業	2 次募集以降
		既存施設連携型 1, 2 歳児園整備費補助事業	3 次募集以降

別表 2 : 開所準備期間中の賃借料

施設種別	補助項目	補助限度額 (補助基準額×補助率)	対象期間
事業所	礼金等 (敷金・保証金除く)	270 万円 (60 万円×3 / 4 ×契約月数)	6 か月分を上限
	月額賃借料	45 万 (60 万円×3 / 4)	賃借料等発生日から 開所日前日まで

※ 期間中 1 か月未満の月の賃借料については、その月の実日数にて日割計算する。